

371-3-2

代表 現任 吉川 氏

請負夫使用の承認書

昭和43年3月27日

昭和43年3月23日

福岡通商産業局 黒部

石炭鉱業合理化臨時措置法第57条の2の規定により

昭和43年3月12日申請のあった福岡県岩田郡
第1078号に係る日吉炭鉱一坑における請負夫の使用は
下記のとおり承認する。

記

- 請負作業の種類
仕繰
- 作業の場所
一坑本郭
竹炭坑斜井排水部水平運搬坑道
- 請負作業に従事する人員
10人
- 請負作業の期間
承認より5ヶ月

吉川氏
代表人 吉川茂明 殿

全画面

5
18



請願大沢川水取申請書

受理番号	
受理年月日	

福岡県庁産業局長
里部 操 殿

昭和43年3月12日
13日 付受理第1部第1号
14日 交付
中澤先生

申請者 大川石炭鉱業株式会社 石炭部 中澤 先生
鉱業代理人 西川 大 明
住所 福岡県嘉穂郡植塚町大字 302-20 町地

石炭鉱業合理化臨時措置法第27条の2の規定により採掘の
通り鋪設大の使用の承認を交付した上で申請します。

記

1. 鉱業権者 大川石炭鉱業株式會社 大川石炭 大川石炭株式會社
2. 鉱業権 大川石炭 大川石炭 登録番号
福岡県採掘権登録簿 1278号
3. 鉱区 大川石炭 大川石炭 所在地
福岡県嘉穂郡植塚町 嘉穂町 山田町
4. 石炭鉱山 大川石炭 大川石炭 石炭
大川石炭 一 石炭
竹藪坑

作業 項目	回國 番号	作業 場所	作業期間 月日 人員	作業時間 月日 人員	作業 内容
龍 永 分	往 線	海軍八尾砲	11.3 02.12.9 2.1 00.0.0		砲道精修
		排角野	3.1 (1.1)		
		一 砲	11.3 02.12.9 2.1 00.0.0		
		排角野	3.1 (1.1)		
		竹敷砲 新 砲	11.3 02.12.9 2.1 00.0.0 3.1 (1.1)		
	合 計		10.1 (2.1)		
今 回 申 請 分	往 線	A 一 砲 木 砲	永銀 10.1.1 3.1 10.1.1 2.1 2.1.1		砲道精修
		B 竹敷砲 (新 砲) 木 砲	永銀 10.1.1 3.1 10.1.1 2.1 2.1.1		
		本年管理費	10.1 (2.1)		

A.

一

坑

坑

内

圖

1/2000

B.

竹

簾

坑

坑

内

圖

1/2000

(新卸坑)

A 日吉一坑 坑内図 S = 1/3000

		丸
紅土下層接埋跡		例
同三人石		
仁饅首所		



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話 稲築四三〇番
大隈一一番

昭和
年
月
日

五、初 年 月 日

	李扶長	譚長	陳長	30年 43.8.30 日
			廣 州 市	

43 福建錢界 424 号

昭和43年6月28日

日書錄卷殿

福岡通商産業局
石炭部

炭鉱請負労務者作業別調査の実施について

上記について昭和43年度分(昭和43年1月1日)の調査を実施します。この調査の記載事項と警察の工務課とを製作し、提出期日(昭和43年7月1日)までに所管の公安委員会(本管内は元来都道府県統計課)に提出して下さい。

(46)

[illegible]

李定儒 5月 4、5日 分次 2 情自第城有 既震 + 報告 10 第 10

月報 10 冊 1954 年 4 月 27 日 人量數 10 冊 1954 年 4 月 27 日 合數 10 冊 1954 年 4 月 27 日

十月來華人愛數作必聖則生世仁。 主在 越南總領事館 宣 佈

合々合計 12 番以下に在り.

記載注意事項

- 刊例價：港幣 75 元

昭和 43 年 1/2 期分
(自昭和 43 年 9/1 至昭和 44 年 6/1)

提出先	透後放棄權民
提出期日	翌月30日
提出部数	2部

人		月		人		月	
作	業	元	月	元	月	元	月
製	鐵		5		5		6
製	鋼						
製	鋁						
製	銅						
製	錫						
製	鉛						
製	鎳						
製	鉻						
製	鈷						
製	鎢						
製	銀						
製	金						
製	其他						
製	合計						
製	外						
製	計						

業 名	炭同石灰鋸業株式會社	社 址	福岡縣北九州市若松區本町一丁目9番10
業 所 名	日吉鋸業所	所 址	福岡縣北九州市若松區本町二丁目26番

昭和 49 年 7 月 4 日提出	関係者の記載および氏名	鑑察代理人 石川 茂明 代表者
	作者等の記載および氏名	企画録主 金子 政雄

通商産業省 (石炭統計調査室)



43福通就第220号

昭和43年3月27日

日 付

炭 鉱 長 殿

福岡通商産業局石炭課長



炭鉱諸負労働者作業別調査の実施について



上記について、昭和42年度第1期（1、2、3月）分の調査を実施しますので、調査票の記載注意事項を添附の上調査票2部を作成し提出期日（昭和43年4月10日）までに所管の石炭事務所（本局管内は石炭部調査統計課まで）に提出下さい。

別紙添付

炭 鉱 諸 負 勞 働 者 作 業 別 調 査 票 3 部

記載注意事項

- 印致晉禮片奉 謹 奏 奉 旨 依 議 欽 此

昭和 42 年 第 4 期 分

開 出 先	通商産業銀行
貸付期日	五 月 二〇 日
貸主商號	2 商

人 員		人 員			計開保總人員
作 業		一 月 末	二 月 末	三 月 末	
以	監 理				
	保 險				
	運 搬				
	生 產	10	10	13	649
內	考 查 性	13	13	14	930
	計	23	23	27	1579
	共 計	12	12	14	815
	合 計	35	35	41	2394

同 考

企 業 名	共同石炭鉱業株式会社	住所又は 事務所	福岡県九州市若菜区本町1丁目9番10号
事業所名	日吉鉱業所	事務所	福岡県北九州市若菜区本町1丁目9番10号

昭和 63 年 4 月 9 日 製造	国産者の証書および印図	鑑定代理人 吉川茂明
	作成者の署名および氏名	全鑑定長 金子 政雄

通商産業省 (石炭統計調査室)

請負夫使用の承認書

昭和42年12月7日

旧吉炭鉱
新吉炭鉱 吉川氏明殿

福岡道南産業 局長
黒部 眞

石炭鉱業合理化臨時措置法等57条の2の規定により

昭和42年12月4日申請のあった福岡県坪坂炭
第1478号に係る旧吉炭鉱 新吉炭鉱 坑における請負夫の使用は
下記のとおり承認する。

1. 請負作業の種類

作業の種類	人数	性別	計
2. 作業の場所	2	(男)	3
3. 請負作業に従事する人員	4	(男)	5
	10	(男)	13

4. 請負作業の期間

承認、昭和42年12月

請願大炭用承認申請書

整理番号	
受理年月日	

昭和42年12月4日

岩崎通商産業局長

貴府 拝啓

申請者 岩崎石炭鉱業株式会社 日高鉱業所

鉱業代理人 岩川 茂明

住所 福岡県嘉穂郡杵築町大字日高2番地

当所鉱業合理化臨時措置法第47条の2の規定により就
連り請願大炭用の承認を貴府より申請します。

記

- 1 鉱業権者または鉱業権者の氏名または名称
大同 石炭鉱業株式会社
- 2 鉱業権または鉱業権の登録番号
福岡県採掘権登録第1-279号
- 3 鉱区または鉱業権の所在地
福岡県嘉穂郡杵築町 嘉穂町・小田市
- 4 石炭鉱山の名称
日高炭鉱 湯久見
井上
新井

作業種別	図面番号	作業場所	既設設備 及人員	新規設備 及人員	作業内容
既設設備	仕換	竹板脱木 初番木卸	日産 40.0-27 全日 40.0-28 6人(1)		水道修繕
		一脱木	日産 40.0-27 全日 40.0-28 5人(1)		
		海軍ハ脱木	日産 40.0-27 全日 40.0-28 5人(1)		
		合計		17人(3)	
今回申請	仕換	A 海軍ハ脱木		日産 40.0-27 全日 40.0-28 2人(1) + 2	水道修繕
		B 増設脱木		日産 40.0-27 全日 40.0-28 2人(1) + 2	
		C 増設脱木		日産 40.0-27 全日 40.0-28 2人(1) + 2	
		合計		12人(3)	

(1)は係員数にて内数である



拾

孫

達

仁

次

次

次

外

計

4 1

0 0

2 0

0 0

拾

4

3 2

1 0

(5)

1

1

1

2

12月9日満了 請返使申張の印
竹篠地

一 役	仕	4人	排能部	
	職家	2	全已職	
	指木	1		
	大工	1		
	健員	2		(1名は 離の係者任者)

+	海入			
=	仕	2	本係部	
	役	1	全已職 月11-新部迄	

新部	仕	4	本係部	
	職家	2	全已職	
	指木	1		
	大工	1		
	健員	1		(新部迄兼任)

- 役 4
治入 6
指木 6
大工 14

請負人使用承認申請書

整理番号	
受理年月日	

昭和 42 年 12 月 日

福岡県産業局長

果部 横 殿

申請者 大岡石炭鉱業株式会社 石炭鉱業所

鉱業代理人 高川 茂明

住所 福岡県嘉穂郡植木町大字 田山 6 番地

石炭鉱業合理化臨時措置法第 47 条の 2 の規定により下記の
通り請負人使用の承認を交付したと申請します。

記

1. 鉱業権者または租鉱権者の氏名または名称
大岡 石炭 鉱業株式会社
2. 鉱業権または租鉱権の登録番号
福岡県採掘権登録第 1,278 号
3. 鉱区または租鉱区所在地
福岡県嘉穂郡植木町 嘉穂町 山田市
4. 石炭鉱山の名称 石炭坑 名称
日高炭鉱 海八坑
日高一坑
新即坑

作種	業類	図面番号	作場	業所	既承取期間 及び人員	承取申請期 間及び人員	作業 内容
既 承 取 分	仕 操		竹藪 木部	既 取 部	既取 02.8.27 至 02.11.28 6人(1)		掘道補修
			一 木	既 取 部	既取 02.8.27 至 02.11.28 5人(1)		"
			海軍ハズ 木部	既 取 部	既取 02.8.27 至 02.11.28 6人(1)		"
	合 計				17人(3)		
今 回 申 請 分	仕 操	A	海軍ハズ 排炭部		承取 02.8.27 至 02.11.28 2人 x 18 = 36人		掘道補修
			一 排炭部		承取 02.8.27 至 02.11.28 2人 x 25 = 50人	1人	"
		B	海軍ハズ 排炭部		承取 02.8.27 至 02.11.28 2人 x 25 = 50人	1人	"
			新取 木部		承取 02.8.27 至 02.11.28 2人 x 25 = 50人	1人	"
	合 計				13人(3)		

()は係員数にて内数である

B 日吉-坑 坑内图 S-1/3000

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭

鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話 稲築四三〇番
大隈一一番

和
年
月
日

42. 12月

	一他	海人	計	計
他機	4	2	4	10
海人	1	1	1	3
計	5	3	5	13
他機	3	1	3	7
海人	1	1	1	3
計	4	2	4	(10)
合計	9	5	9	23
他機	5	0	8	13

$$\frac{10}{73} = 13\% \sim 12\%$$

43年3月 3月11日現在 経費不支事に就て

	一他	海人	計	計	(1)生 (2)海人
他機	4 ⁽²⁾	/	4 ⁽³⁾	8 ⁽⁵⁾	
海人	1 ⁽¹⁾	/	1 ⁽¹⁾	2 ⁽²⁾	
計	5 ⁽³⁾	/	5 ⁽⁴⁾	10 ⁽⁷⁾	
他機	2 ⁽²⁾	/	2 ⁽¹⁾	5 ⁽²⁾	
海人	2 ⁽¹⁾	/	2 ⁽²⁾	3 ⁽³⁾	
計	4 ⁽³⁾	/	4 ⁽¹⁾	8 ⁽⁴⁾	
合計	9 ⁽⁵⁾	/	9 ⁽²⁾	18 ⁽⁶⁾	
他機	5 ⁽²⁾	0	7	12 ⁽¹⁰⁾	

7-1

10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

42 福通益信

昭和42年12月20日



全通

日誌 原盛邦雄

福岡通商産業局石炭部長



炭鉱労働者作業別調査の実施に
ついて

上記について昭和42年度4半期(10,11,12月)分の調査を実施しますので、調査票の記載注意事項を参照のうえ調査票2部を作成し、提出期日(昭和43年1月10日)までに所管の石炭事務所(本局管内は石炭部調査統計課)に郵提出下さい。

「郵付封筒」

炭鉱労働者作業別調査票 3部

(炭鉱請負労働者作業別調査)
記載注意事項

- 調査の目的
この調査は、統計局調査申請に基づき炭鉱調査(調査番号94-684号)として実施し、石炭鉱業における炭鉱請負労働者の就業状況と作業内訳別に従事し、炭鉱労働者手帳制度実施上の資料とし、あわせて統計の正確化に資することを目的とします。
- 調査対象
この調査は、石炭を採掘する事業所(炭鉱)全部を対象とします。
- 調査期間
この調査は、毎月手帳提出開始日において、四半期間について記載して下さい。
- 調査票の送付
調査票は、全部作成し、所管道員兼局長あて調査月(き、ろ、ろ、ろ)の翌月10日までに送達するよう従事して下さい。なお、調査期間中に急な変更がある場合は、所、関係した方に報告する石炭労働と同時に提出して下さい。
- 各種記載注意事項
イ、数字は、すべて片側数字を用いて下さい。
ロ、横割による記入は、なるべく避け、やむを得ず横割により記入する場合は横割線の右側を明記して下さい。
ハ、記入事項に誤りがあった場合、その他調査関係者、訂正の必要が生じた場合は、その都度速やかに報告して下さい。
ニ、月末人員は、月末採掘日に勤務した人員を記入して下さい。したがって人員数は、石炭労働(労働一)で報告した炭鉱労働者月末人員と必ず一致しなければなりません。
ホ、炭鉱労働人員とは、就業時間の定めを問わず炭鉱内に実際に勤務した人員数を算出したものを記入して下さい。
ヘ、炭鉱労働内訳は、石炭労働(労働一)の調査表と同様にして下さい。
- 作業内訳区分
イ、調査作業は、鉱道、坑内掘削と完成するための掘削、搬送、支保などの作業ならびにこれに準ずるものを含む作業をいいます。
ロ、炭鉱作業とは、炭鉱採掘と掘削をいいます。切開作り完成後の掘削、採掘、掘削、切開終了後の掘削作業ならびに掘削中の掘削などの作業をいいます。
ハ、炭鉱作業とは、掘削および掘削に属する作業以外の坑内における石炭、(炭)採掘、炭てん、人員および設備の運搬作業をいいます。
ニ、石炭採掘とは、掘削された坑内石炭(石炭を採掘)の採掘および掘削作業をいいます。
ホ、その他作業とは、上記以外の坑内作業をいいます。

調査票提出期限 昭和42年4月31日まで
承認期間 昭和42年4月31日まで

炭鉱請負労働者作業別調査
昭和42年3月期分
(自昭和42年3月10日迄昭和42年3月)

調査票提出
炭鉱労働者手帳提出
炭鉱労働者手帳提出
炭鉱労働者手帳提出

(単位：人)

作業別	人 員		人 員		炭鉱労働人員
	10月	11月	12月	1月	
掘 削					
採 掘					
運 搬					
仕 組	12		10	792	
其 他	11	10	15	243	
計	23	10	25	1,535	
炭 外	12	13	12	736	
合 計	35	23	37	2,271	

企業 炭同石炭炭業株式会社 本所または本所管内に
事業所名 日吉炭業所 炭同石炭炭業株式会社 本所管内に
昭和42年3月10日現在 報告者の姓名および性別 鎌倉代理人 吉川茂明
作成者の署名および氏名 企業課長 金子政徳

道 商 運 業 省 (石炭統計調査部)

(調査票)

記 載 注 意 事 項

- [illegible]

提出先	透過蘇事開辦
提出期日	第 11 期
提出地點	2 部

人 員		人 員		人 員		要 求 報 告 人 員
作 業 員	2 月 末	3 月 末	2 月 末	3 月 末	2 月 末	
紅	加 速					
	提 示	4	4			151
	運 轉					
内	仕 員	8	7	11		237
	モ の 係	11	10	11		678
	計	23	21	22		1,328
花	列	7	7	7		874
合	計	30	30	31		1,302

備 考

会社名	栗岡石炭鋳業株式会社	本社所在地	2800 群馬県太田市太田1丁目9番10号
事業内容	日吉鋳業所	事務所	群馬県太田市太田1丁目22番1号 (電話) 0272-630

昭和42年10月9日 調査	鑑査者の記名および印	鑑査代理人 吉川茂明
	作成者の記名および氏名	鑑査 金子殿徳

通 商 産 業 省 (石炭統計調査室)

1981. 4. 8. 3

氏名	課長	係長

請負夫使用の記録書

金画標

日吉銀業株式會社 代理人 川茂 明

42 國通史第 1195 号
昭和 42 年 8 月 24 日

振興通商産業局長 黒部 稔

石炭鉱業合理化臨時措置法等57条の2の規定により

昭和42年8月18日申請のあった福岡県 登
第1-278号に係る旧志 庚寅 竹森 氏における諸負欠の使用は
下記のとおり承認する。
海軍人

記

3. 請負作業の種類
2. 作業の場所
3. 請負作業に従事する人員
4. 請負作業の期間

一別紙

[illegible][illegible]

18日会館理事長事務所
17日会館事務所
17日会館事務所

国食大使用承認申請書

案 号	
受理年月日	

昭和22年8月12日

福岡道庁農務局長

黒 田 義 典

申請者 共同石灰炭酸株式会社日吉炭酸部

炭酸代理人 吉川茂樹

住 所 福岡県嘉穂郡福岡町大字才田324番地

石灰炭酸合剤化臨時措置法第17条の2の規定により下記の通り国食大の使用の承認を受けたいので申請します。

記

1. 炭酸部または石灰炭酸部の氏名または名称

共同石灰炭酸株式会社

2. 炭酸部または石灰炭酸の登録番号

福岡県炭酸部登録第1278号

3. 炭酸部または石灰炭酸部の所在地

福岡県嘉穂郡福岡町、高橋町、山田市

4. 石灰炭酸および石灰炭酸の名称

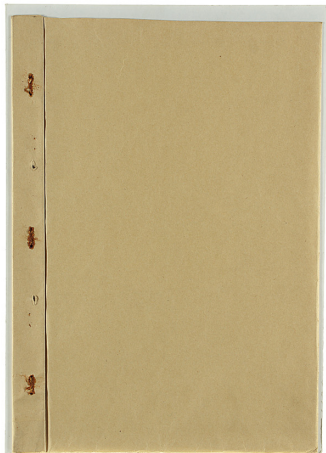
日吉炭酸 竹 炭 炭

海軍A炭

甘 蜜 炭

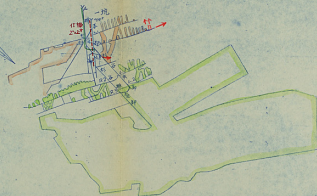
作 業 種 別	図 面 番 号	作 業 場 所	既 承 期 間 及 び 人 員	承 取 申 請 期 間 及 び 人 員	作 業 内 容
既 承 取 分	探 採	竹 藪 坑 竹 藪 本 坑 独 炭 区 域	自8#2225 至8#2227 4人()		掘取探炭
		竹 藪 坑 排 気 部	自8#2229 至8#2228 6人		坑道補修
	仕 操	一 坑 排 気 部	自8#2229 至8#2228 5人()		"
		海軍八尺坑 排 気 部	自8#2229 至8#2228 5人()		"
	合 計		22人		
今 回 申 請 分	A	竹 藪 坑 本 坑		承取の日より 3ヶ月以内 3人×1人=3人 3人×1人=3人 計6人	坑道補修
		杉 谷 本 坑			
	B	一 坑 本 坑		承取の日より 3ヶ月以内 2人×2人=4人 計4人	"
		海軍八尺坑 本 坑		承取の日より 3ヶ月以内 2人×2人=4人 計4人	"
	合 計			17人	

() は従員数にて内数である。

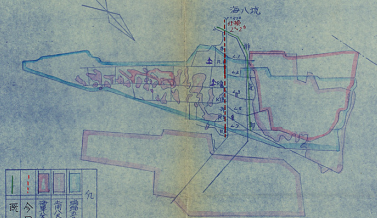


坑内图 S-1/3000

—	—	—	—	坑
既承記	今回申請	開工又片	彩色片樣推錄	例



海八坑 坑内图 $S = 1/3000$



—	—	—	—	例
既承	今日申	重	商	臨
認	申	資	公	界
	請	資	司	界
		探	探	界
		探	探	界
		探	探	界

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭

鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話

稲築四三〇番
大隈一一番

昭和
年
月
日

昭和42

支払	収入	伝票



全画課

42 郵便 送附 5 1 1 郵便

昭和42年6月27日

日書

炭倉長殿

福岡通商貿易局石炭部



炭倉所倉庫留作品對面室の売れについて

上記について昭和42年度6半期(4月、5月、6月、)

分の売金を実行しますから、留作品の総炭倉留作品を参

照のうえ作成し2部を提出願ひ(昭和42年7月10日)

までに所管の石炭部(本局管内は石炭部同室臨時部

あて)に御提出下さい。

此件書簡

炭倉所倉庫留作品對面室 一三 部

共

昭和42年7月10日

通商通産省

石炭部 済中

1 共同石炭産業株式会社日産炭産研

経営代理人 吉川 大朗

昭和42年度第1/2半期 (4月～6月)

・炭産研の事務作業の効率化に於いて

昭和42年6月20付 通商通産省 511号指令

に於き、題外 別紙の通り書類を部作成し

御送付致し、御査収下さい。

共同石炭産業株式会社日産炭産研

福岡県東区新田町1丁目

電話 大田 一 〇 〇 〇 〇 〇

記載注意事項

- 行政管理庁承認 No.5,716
承認期限昭和44年9月30日まで

炭鉱請負労働者作業別調査

昭和 年 月 日 期分

提出者	通商産業局長
提出期日	翌月 30 日
提出部数	2 部

(圖說：人)

人 員		月 額		人 員		計 劃 總 額 人 員
作 業 課	月 額	月 額	月 額	月 額		
工 務 課	5	5	4	537		
技 術 課	12	10	5	681		
西 方 他 國	18	12	11	707		
計 算		32	27	20	1,825	
其 他	8	7	7	433		
合 計	63	56	27	1,983		

備 考

共同石灰質業株式會社 本社 福岡県北九州市若松区本町1丁目9番10号

事業所名	日吉鋳業所	住所	東京都品川区日吉2丁目22番1号
------	-------	----	------------------

昭和 62 年 7 月 10 日提出	被告等の住所および所在地	競業代理人 吉川茂明
	作成済の競業禁止に関する	金尾謙辰 金子政雄

通商産業省 (石炭統計調査室)

請與船夫使用人簽一密款

842.5.22 兩

項目	竹板堆	竹板堆	海軍入水坑	一坑
剩 花 剩	842.2.28	842.6.10	842.6.10	842.6.10
	842.8.27	842.9.9	842.9.9	842.9.9
標 記	5 (5)			
任 標		6 6	4 4	4 4
撤 收	2		1	2
雅 夾	1		1	1
火 工	1		1	1
標 豆	1		1	2
計	10 (5)	6 6	8 4	10 4

備 有 () 數字及承認許可消元
▲ 數字及承認許可申請中

昭和 年 月 日 請負夫使用の承認書

請負人	請負人	請負人	請負人	請負人	請負人
吉川茂樹	吉川茂樹	吉川茂樹	吉川茂樹	吉川茂樹	吉川茂樹

吉川茂樹殿

福岡炭業第 1134号
昭和 年 月 日

全通課

福岡通商産業局長
黒部 稔



石炭鉱業合理化臨時措置法等57条の2の規定により

昭和 年 月 日申請のあった新報 併登
第 号に係る日吉 炭鉱 新報 院における請負夫の使用は
下記のとおり承認する。

記

1. 請負作業の種類 仕替

2. 作業の場所 下飯地 柳沢部 6人

3. 請負作業に従事する人員 柳沢部 柳沢部 5人
一坑 柳沢部 5人

4. 請負作業の期間 昭和 年 月 日 37日

第22回創設石炭事務所
 事務所所在地調査
 第27号申請書

請負夫使用承認申請書

整理番号	
受理年月日	

昭和22年5月28日

福岡通商産業局長

黒 部 瑞 服

申請者 福岡石炭鉱業株式会社 石炭事務所
 代表人 古川 茂 樹
 住 所 福岡県基徳郡福基町大字大井224番地

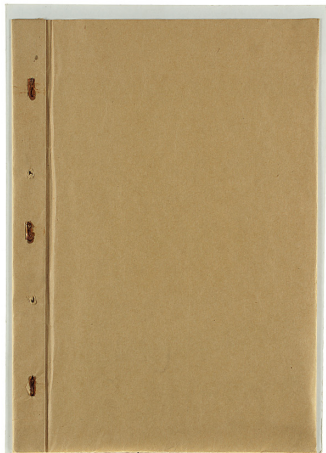
石炭鉱業合理化臨時措置法第57条の2の規定により下記の通り請負夫の使用の承認を受けたいので申請します。

記

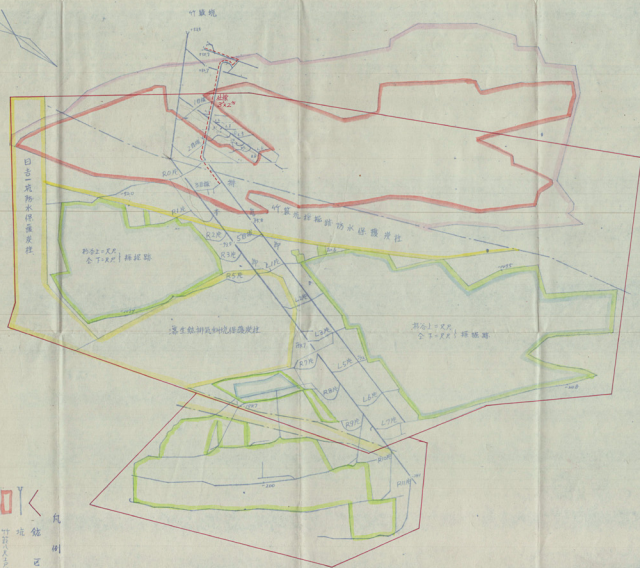
1. 鉱業権者または田賦権者の氏名または名称
 福岡石炭鉱業株式会社
2. 鉱業権または田賦権の登録番号
 福岡県採掘権登録第1278号
3. 鉱区または田賦地区の所在地
 福岡県基徳郡福基町、基徳町、山岡町
4. 石炭鉱山および石炭坑の名称
 日吉炭坑 竹炭坑
 海軍八尺坑
 一 坑

作業種類	田区番号	作業場所	既承認期間及び人員	承認申請期間及び人員	作業内容
既	採炭	竹炭坑 竹炭本坑 西条田区	自昭和22.2.28 至昭和22.5.27 6人(1)		採炭作業
承		竹炭坑 本 坑 竹炭本坑	自昭和22.2.28 至昭和22.5.27 6人		坑道修繕
認	仕掛	海軍八尺坑 本 坑	自昭和22.2.28 至昭和22.5.27 5人(1)		〃
余		一 坑 本 坑	自昭和22.2.28 至昭和22.5.27 5人(1)		〃
合	計		22人(2)		
今		A 竹炭坑 排炭部	承認の日より 3ヶ月間 3人×23=69人		坑道修繕
同	仕掛	B 海軍八尺坑 排炭部	承認の日より 3ヶ月間 2人×2=4人 1人		〃
申請		C 一 坑 排炭部	承認の日より 3ヶ月間 2人×2=4人 1人		〃
全	合	計		18人(2)	

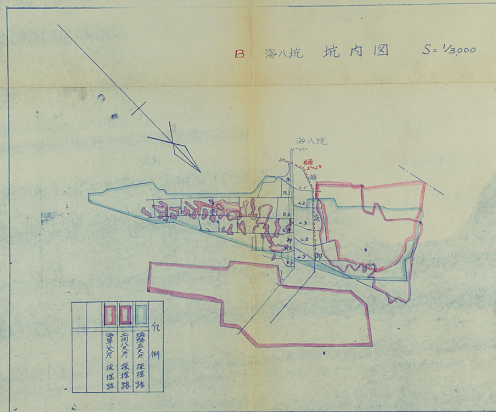
()は係員数の内数(2)人



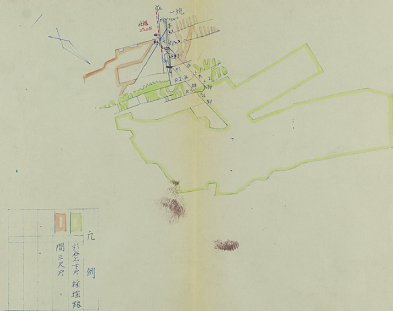
A 竹藪坑 坑內圖 縮尺 三千分一



B 海八坑 坑内图 $S = 1/3,000$



C. 日寇-坑内图 S-1/3000



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭

鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話

稲築四三〇番
大隈一一番

昭和
年
月
日

全画課

諸負夫使用の承認書

申請書 昭和22年2月28日

福通炭業部 (0)313

昭和22年2月28日

日誌炭坑
炭坑管理人
吉川茂明 殿

福岡通産炭業部
黒部 謹

石炭鉱業合理化臨時措置法等57条の2の規定により

昭和22年2月22日申請のあった福岡県採炭
第1278号に係る日誌炭坑における諸負夫の使用は
下記のとおり承認する。

1. 諸負作業の種類 } 採炭: 竹藪坑, 竹藪坑部保護委託区域
仕繰: 竹藪坑, 竹藪坑部, 杉谷部
2. 作業の場所 } 海軍入坑, 杉谷部
日誌一坑, 杉谷部, 杉谷部
3. 諸負作業に従事する人員 } 合計22人(3)
()内数字は係員
4. 諸負作業の期間 } 採炭: 承認の日より 6ヶ月
仕繰: " 3ヶ月

控

請發大使用承認申請書

受理番号	
受理年月日	

昭和40年2月22日

福岡市商會局長

東 部 環 境

申請書 共同石炭採算株式会社 石炭採算部

採算代理人 志 村 式 明

住 所 福岡市東區柳屋町3番3号224番地

石炭採算部現任臨時採算係第57号ニシテ規定ノ下ニ於テ採算ノ請願人ニ
使用ノ承認ヲ受付テニテ申請ナリ。

記

1 採算係第57号ニ於テ採算係ノ氏名ヲ示シ石炭

共同石炭採算株式会社

2 採算係第57号ニ於テ採算係ノ登録番号

福岡市商會登記簿第12777号

3 採算係第57号ニ於テ採算係ノ所在地

福岡市東區柳屋町3番3号224番地

4 石炭採算係第57号石炭採算係ノ住所

石炭採算係 住居地

海軍入居地

日吉一丁目

作 業 部 門	課 長 名 義	作 業 場 所	操 業 期 間 自 止 人 員	表 記 申 請 期 間 自 止 人 員	作 業 内 容
縣 東 港 港 會		竹 石 船 田 友 知	自 5 月 11 日 起 至 5 月 20 日 止 3 人 + 2 人 + 1 人 總 計 6 人		船 隻 補 修
	杜 持	日 志 一 船 田 友 知	自 5 月 11 日 起 至 5 月 20 日 止 2 人 + 2 人 + 2 人 總 計 6 人		"
		海 軍 入 隊 船 杜 持 知	自 5 月 11 日 起 至 5 月 20 日 止 2 人 + 2 人 + 2 人 總 計 6 人		"
	保 護	日 志 一 船 友 知 氏	自 5 月 11 日 起 至 5 月 20 日 止 2 人 + 2 人 + 2 人 + 2 人 總 計 8 人		
全 國 中 心 會	前 座 A	竹 石 船 海 軍 補 修 船	2 人	自 5 月 11 日 起 至 5 月 20 日 止 2 人 + 2 人 + 2 人 總 計 6 人	船 隻 補 修
	B	竹 石 船 日 志 船		自 5 月 11 日 起 至 5 月 20 日 止 2 人 + 2 人 + 2 人 總 計 6 人	船 隻 補 修
	杜 持 C	日 志 一 船 海 軍 補 修 船		自 5 月 11 日 起 至 5 月 20 日 止 2 人 + 2 人 + 2 人 總 計 6 人	
	D	日 志 一 船 友 知 氏		自 5 月 11 日 起 至 5 月 20 日 止 2 人 + 2 人 + 2 人 總 計 6 人	
	合 計			22 人	

竹筴坑 撥收研炭

炭量計算表

炭尺尺	正炭名	炭長	炭寬	每担 炭量	面積	理應炭量	年分	年分炭量	年分	年分炭量
竹 筴 坑 上 尺	L6尺	127	13	1651	560	721	70	650	50	330
	R6尺	-	-	-	300	495	-	350	-	130
	L5尺	-	-	-	370	611	-	430	-	210
	R5尺	-	-	-	270	446	-	320	-	160
	L3尺	-	-	-	300	495	-	350	-	180
	R3尺	-	-	-	484	799	-	560	-	280
	計				2284	3771		2660		1350
竹 筴 坑 下 尺	L6尺	120	13	2210	560	1278	70	860	50	430
	R6尺	-	-	-	700	663	-	460	-	230
	L5尺	-	-	-	370	498	-	520	-	280
	R5尺	-	-	-	270	597	-	420	-	210
	L3尺	-	-	-	300	663	-	460	-	230
	R3尺	-	-	-	484	1067	-	740	-	370
	計				2284	5045		3570		1750
合 計					4568	8816		6230		3100

② 坑內同口 竹筴坑係同 到數深竹

竹簾坑 撤收拆炭工程表

工班名	炭名	数量	3#	4#	5#	6#	7#	8#	計
			(27)	(25)	(26)	(26)	(26)	(27)	
L6班	上尺	350							350
	青尺	430							430
R6班	上尺	180							180
	青尺	230							230
L5班	上尺	220							220
	青尺	280							280
R5班	上尺	160							160
	青尺	210							210
L3班	上尺	180							180
	青尺	230							230
R3班	上尺	280							280
	青尺	370							370
計	上尺	1,150	450	400	430	430	430	450	4,110
	青尺	1,750	90	300	330	350	300	390	2,710
	計	3,100	540	500	520	520	520	570	6,820

④ 解算

材料人員 (在班)

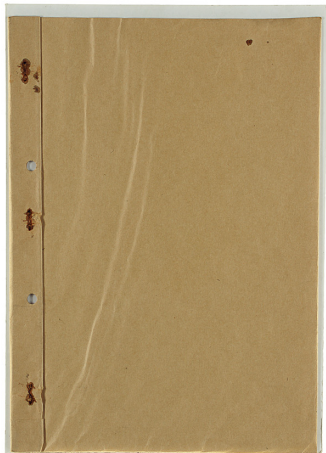
$$10 \text{ 班出工數 } \frac{26}{26} = 1 = 40 \text{ 班/10}$$

$$10 \text{ 班出工數 } \frac{26}{26} = 1 = 40 \text{ 班/10}$$

$$26 \text{ 班 } \times 27 = 702 \text{ 班} \times 40 = 28080$$

$$26 \text{ 班 } \times 26 = 676 \text{ 班} \times 40 = 27040$$

$$27 \text{ 班 } \times 27 = 729 \text{ 班} \times 40 = 29160$$



42, 2, 28

(A) 竹簍坑 坑內圖 縮尺 三千分一
(B)

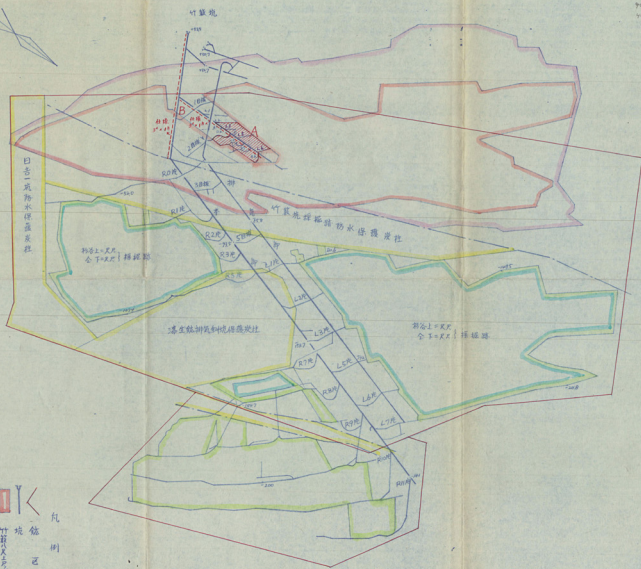
杜詩而聽

$$f_{\frac{1}{2}}(2.2 \sim 2.6 \text{ b})$$
$$\frac{200000}{2} = 100000 \quad \frac{200000}{2} = 100000$$

74. (R) - 26.3)

90 x 15 = 1940²³ } 1940²³

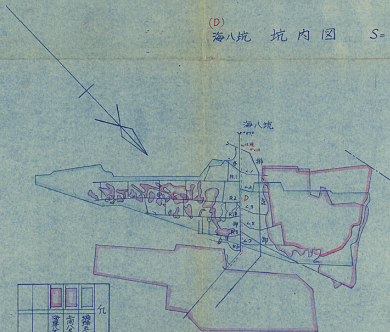
232 f

[illegible]

	例	銘 乙 線	坑 口	竹筴八尺二寸擇選跡	竹筴八尺本根擇選跡	利合上三日月替地島	杉全子三尺擇選跡	竹筴八尺本根擇選跡	斷 尺 龍
--	---	-------------	------------	-----------	-----------	-----------	----------	-----------	-------------

(C) 日吉一坑 坑内図 $S = 1/3,000$

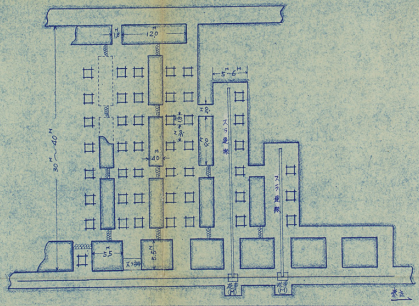
海八坑 坑内图

$$S = 1/3000$$


				允 例
			續編五卷	採摭雜
			商父卷	採摭雜
			商父卷	採摭雜

允
例

(柱房式) 採炭規格圖 (掘却式)



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三三六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話 稲築四三〇番
大限一一番

昭和
年
月
日

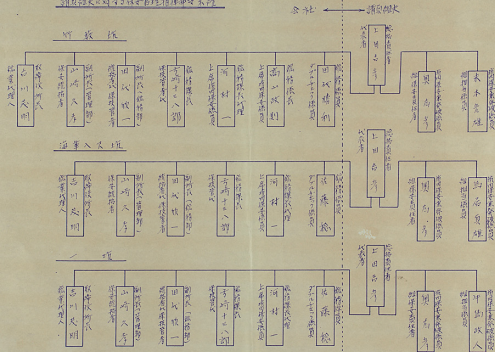
五子推法

三事工程表

項目	作業箇所	作業種類	指示者	補助人員	10m作業機	作業機	作業開始時期 作業終了時期								作業所要時間		備 考
							日	時	分	秒	分	秒	分	秒	分	秒	
町	1 旧本陣跡跡止地	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡 土留止
	2 新田跡跡止地	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
	3 全上止地跡止	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
	4 全上止地跡止	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
	5 全上止地跡止	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
計				1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
海軍入込町	1 本陣跡跡止地	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
	2 全上止地跡止	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
	3 全上止地跡止	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
	4 全上止地跡止	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
	5 全上止地跡止	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
計				1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
一	1 本陣跡跡止地	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
	2 全上止地跡止	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
	3 全上止地跡止	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
	4 全上止地跡止	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
	5 全上止地跡止	除草	治	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	新田跡跡止地跡止
計				1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	



新島地区に対する行政管理関係図



請負作業實施届受理指導基準

福岡鉦山保安監督局

請負作業実施原受理指導基準

石炭鉱山保安規則第39条に基づき請負作業実施原受理指導基準等をつきのとおり改正し、昭和42年7月1日から適用する。

請負作業に対する保安対策について（昭和40年1月20日、40建設保安第47号）は廃止する。

1 実 質 的 基 準

(1) 請負人の資格

鉱山における作業経験が8年以上あつて、請負実施原の作業に関する保安を確保するに足る経歴的能力および技術的能力を有し、かつ過去20名以上、上級保安技術職員、坑内、電気、機械保安係員のいずれかに担任され得る資格を有する者を2名以上擁負しなければならない。

注1. 採炭作業ならびにガス湧出量の多いカ所、自然発火、ガス突出、出水の危険のおそれの多いカ所等、危険カ所における掘進、仕掛、振収等の作業については、高度の経歴的能力および技術的能力を有する請負人等であらなければならない。

2. 特殊な技術を要する作業であつて、特に鉱山保安監督局長が認めた場合はこの限りでない。

(2) 請負関係責任者、および請負保安責任者の資格等

(イ) 請負関係責任者は、鉱山における請負作業を統括管理し、かつ、鉱山における作業経験または、当該作業についての経験が8年以上の者であること。

(ロ) 請負保安責任者は、鉱山における作業経験が8年以上あり、かつ、当該作業についての経験が1年以上あつて、平坑炭坑においては、甲上、甲内、甲電、機械のいずれかの資格を、乙種炭坑においては乙上、乙内、乙電機械のいずれかの資格を有するものであること。

(ハ) 請負関係責任者と請負保安責任者を兼てはならない。ただし、請負作業が危険作業でなく、かつ、当該鉱山における粗夫が50人未満の場合はこの限りでない。

③ 保安技術職員数およびダブルチェック

保安技術職員数、ダブルチェック係員数は次のとおりでなければならない。

作 業 内 容	保安技術職員数（組別）	ダブルチェック係員数（会社別）	備 考
(1) 採 取 作 業	毎方1作業場所に1人以上の係員を配置すること。 係員へ安全メ ス 交 渉 状 況	毎方2回以上巡回できる区域毎に1人以上の係員を配置すること。 ただし、自然条件または、作業による危険性が極めて多いときは、1作業場所より1名以上の係員を配置すること。	
(2) 可燃性ガス、出水、自然発火等、自然条件による危険性の多い場所における掘進作業、撤収作業	同 上	同 上	
(3) ①以外の掘進作業、撤収作業	毎方1作業場所に1人以上の係員を配置すること。（ただし作業場所が連続し、あるいは付随作業であつて鉱山保安監督局長が認めた場合はこの限りでない。）	毎日1回以上巡回できる区域毎に1人以上の係員を配置すること。 ただし、監督局長が必要と認めた場合は、毎方1回以上巡回できる区域毎に1人以上の係員を配置すること。	
(4) ①、②、③以外の作業	同 上	毎日1回以上巡回できる区域毎に1人以上の係員を配置すること。	



④ 有資格者 指定鉱山労働者

有資格者および指定鉱山労働者の数は、随時作業開始の内容に応じ、1番方、2番方、3番方各にその種類と数を確保すること。

⑤ 保安教育

① 保安教育は原則として鉱山推進令で定めようこと。

② 50人以上の粗夫を使用する鉱山は教育責任者をかくこと。

③ 原則として採用時の教育は学則教育3日以上（法15時間以上）実技教育4日以上（実技教育の1割として石炭坑全体または部内を巡回して所長・指導・杜嶋・通気・運搬・排水・仕置、保安のあらゆる事項について視察し教育すること。）および実習教育30日以上とする。

⑥ 再教育

対象者別	時間	内容
保安技術職員	1月 3時間以上	採掘計画、坑内条件、新技術、火源管理、ガス対策、出水対策、落石対策、摩滅災害対策、災害事例、その他指定鉱山に必要な教育
有資格者、指定鉱山労働者	1月 2時間以上	有資格者、指定鉱山労働者の技能を向上させるための教育及び危険作業に必要な坑内条件等指定鉱山に必要な教育
一般鉱山労働者	2月 1時間以上	自己救命術の使用方法、退き路線、消火器の使用方法、その他指定鉱山に必要な教育

つぎにより道庁産業局長の承認を得たもの、または承認され得るものであること。

10) 権収にともなう権収作業とは

- イ 一対路権以上であること。
- ロ 基幹路道の権収であること。
- ハ 幹 路 基 道

- 1 月出費3000元以下であること。
- ロ 長壁式掘削（長さ20m以上）にならないこと。
- ハ 原則として6ヶ月以内であること。

11) 掘 造 作 業 と は

- イ 岩石掘造の掘造であること。
- ロ 沿路掘造の掘造についてはつぎの場合であること。
 - 1 基幹路道およびこれに付随する管内道等の必要掘造。
 - ロ 区画区域内における本路等の主要掘造およびこれに付随する管内道等の掘造。
 - ハ 開発区画区域内における採掘開始までの必要掘造。
 - ニ 区画区域以上の新区域の開道を目的とする採掘および深掘のための掘造。
 - ホ 地下鉄道の掘造。
- ハ 掘削およびウツ炭、瓦け炭の民営地帯の掘造。

12) 仕 修 作 業 と は

ニ 仕 修

- 1 開発区画区域の片ばく掘削、私および私に買替する沿路掘造以外の掘造であること。（承認作業単位は単一掘造単位とする。したがって同一掘造を区分することは原則として認めない）
- ロ 区画区域以上の必要工事にともなう仕修作業であること。

ロ 敷 収

基幹路道および区画区域以上の権収作業および承認の対象となる権収作業に付随する仕修作業であること。

40 運 転 作 業 と は

- ア 承認の対象となる読取作業、指読作業、仕読作業に付随して行なわれる運転作業であること。
- イ とくに専門的または臨時的なものであること。

形 式 的 要 求

1 製 法

記述のうえには石炭または重炭の別を記載すること。

2 読取人に関する事項

(1) 事業の内容

会社の事業の全貌について記載すること。

(2) 煤山にかける採炭の読取の実績。

当該読取以外の炭山においても読取の実績があれば主要なものだけを記載すること。なか最近5年間に生じた災害（68年度：項各号然由災害）の読取を記載すること。

(3) 読取人の使用人のうち採炭役初級員に選任される資格を有する者の数

1) 会社全体の数が正確に把握できない場合は概数でも止むを得ない。さらにまたその概数も把握できない場合はその事業所にかける数を記載すること。

なか、前段の場合事業所別にその数を付記すること。

2) 資格者の数はその実数がおかしくように記載すること。例としては：人の中が2つ以上の資格を有している場合、すなわち坑内保安係員と読取係員の資格を有している場合には坑内保安係員を実数とし読取係員を（ ）内数とし、他の資格についても主たる業務を実数とし、ほたる業務を（ ）内数とし、この冒頭で記載すること。

3. 諸作業における作業の円滑および当該作業の保安に関する指揮および監督に関する事項

(1) 作業の種類

例えは薪材調達、搬取、仕舞、振作り、枕巻巻取、枕巻掛け等積込契約に含まれるすべての作業の種類を具体的に記載し「その他」という省略的な表現は避けること。

(2) 区 域

契約に基づく作業箇所をすべて記載すること。なか、添付図面に図示すること。

(3) 請負人の雇用人のうちから選任された者の数

現在雇出選任された者の数にして将来の予定者は含まないものとする。

(4) 労賃格差およびその他の鉱山労働者

① 1日当たり在籍平均人員の予定数を記載すること。

② その他の鉱山労働者には、保安隊市職員および労賃格差を附いた数を記載すること。

4. 諸作業に従事する請負人の使用人である労働者の教育に関する事項

(1) 採用時の教育については、教育内容は学科、実技（坑内見学）もしくは実習場にて区分し、教育時間は学科、実技（坑内見学）は時間数で、実習は日数で記載すること。

(2) 保安隊市職員、労賃格差およびその他の鉱山労働者に対する再教育の時間については、1か月あたりの平均時間を記載すること。（臨時の表現は協会的であるので避けること）

5. 機具等の調達に関する事項

(1) 機具等の種類

通産産業省告示第327号による。（石炭鉱山保安規則第35条第5項）

(2) 必要な数量

扇形扇風機（エアー・セクトを含む）風扇およびガス検知器、電気器具、消火器、先端ガスリンク機器、自己救急器、警報装置については種類と量を記載し、資材および飲水施設、文書材料、電線並びに耐火材料については種類のみを記載する。

ここにいう電気機器、電気器具とは石炭鉱山保安規則第78条に規定する電気機器、および電気器具をいう。

6. 添 付 書 類

(1) 構造的内容を記載した書面

(2) 工事計画の概要を記載した書面

(3) 作業場所を示した図面

(4) 別添工事工程表（別添）

(5) 保安に関する指揮および監督の組織表

請負人側の保安技術職員については、当該鉱山で兼任されている全員の資格、氏名を記載し、各人毎に担当区域、担当事項を記載すること。

請負館を管理する連絡係員についても同様とする。

(6) 下請関係調査表（別添）

工 事 工 程 表

作業場所名	作業の種類	岩石 処理 の別	万別作 業人員	1日の 作業方数	工事量	作業開始時期 作業の終了時期	従 員 の 配 置 計 画						備 考
							組 員 数			ダブルエンタ係員			
							1番方	2番方	3番方	1番方	2番方	3番方	
						1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	A	B	C	甲	乙	丙	
イ	掘	岩	5	5	200m	←————→							
ロ	土	掘											
ハ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ヘ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取											
ホ	掘	取											
ニ	掘	取								</			

注 1. ダブルエンタ係員について、この工事工程表に記載する以上の数値があれば、備考欄に記す。数値内容等に記載すること。
2. 必ず図面に作業カ所の符号をつけること。

下 請 関 係 調 査 表

- ① 代表請負工事会社名 業人名（実地記載請負工事会社等）
- ② 代表者名
- ③ 上記請負工事会社に所属する下請負工事会社等下記事項を記載すること。

番号	会社名	代表者名	代表責任者名	生年月日	登録資格番号	工事内容	工事場所名	依頼親業名	所属格数数	在留期間 労働者数	労働者数	合 計	作業期間

その他諸事情を例で実施すべき事項

(1) 戒の総論

銃棄権者は、組合費を交付する等、平時迄の組織の全般について掌握しておかなければならない。組合費は組合ごとに納め、組合費納者、保安責任者、保安技術職員、物資担当者、保安部山形支部、一般銃山形支部等の式も、半年、採用年月日、銃棄権経験および保安技術職員国家試験合格の有無等を記載しなければならない。

(2) 保安注意

銃棄権者は銃自衛隊を維持するにあつては、国が保安法を遵守して保安を確保できるよう諸資金類等契約事項を定めなければならない。保安に関する経費も指定したにも拘わらず、契約内容を遵守しないときは、厳重にその契約を促進すると共に、警告を要するときは、自らこれを実施しなければならない。

(3) 保安委員会への参加

銃棄権者は銃自衛隊の運用が長期にわたるときは、必要に応じて国の保安責任者または保安責任者を保安委員会のオブザーバーとして出席させるものとする。

(4) 銃夫の活動禁止

銃棄権者は銃夫の活動を禁止するため、銃棄権者生組織についてどうぶんど配給しなければならない。

第2班通統第230号

昭和42年3月23日

事務長	課長	係長

山形県
石炭課
課長
山形県
石炭課
係長



石炭課長

全通課



炭坑労働者作業別調査の実施について

上記について昭和41年度第半期(1月、2月、3月)分の調査
を完了しますから調査票の記載注意事項を参照のうえ作成し、2
月10日(昭和42年4月10日)までに所管の石炭事務所
(上記3内は石炭課長事務室まで)に提出下さい。

資料添付

炭坑労働者作業別調査票

3部

共

昭和 十九年 四月 二十日

福岡通商郵便局

石 炭 商 会 中

共同石炭販売株式会社福岡支所

総代理人 吉 川 茂 明

昭和 十九年 四月 二十日 (ノ 月 日)

福岡通商郵便局宛の書状について

昭和 十九年 四月 二十日付 福岡通商郵便局宛の書状
による書状の件、既紙の送り郵便二紙作とし、発送
付致しますので御査収下さい。

共同石炭販売株式会社福岡支所

福岡通商郵便局宛
電話 大町 一五 郵便 四二〇番

1. 調査の目的

- 調査の目的
- この調査は、統計特別法第8条に基づき(事業調査(東京証券取引法、68条等)として実施し、若石産業における経営者及び取締役と作業員間の対立を把握し、該両当事者の承認と協定に基づく権利とし、それによって両者の合意に依拠することを旨としています。
- 調査対象
- この調査は、若石を統括する事業所「若石炭」全部を対象とします。
- 調査期間
- この調査は、毎週月曜日から毎月10日まで、四半期間について記載して下さい。
- 調査者の組織構成、総数並びに1人当たり費用
- 調査者は、2名からなり、西宮通商産業事務所調査員(2名、4,900円)の労賃以外には必要ありません。なお、調査期間中に休日は除かれれば調査しない場合は、その日にも1人当たり約2名の労賃と同様に徴収して下さい。
- その他調査注意事項
- (イ) 取扱い、すべて原形通りに記して下さい。
- (ロ) 被検者に記入した、なるべく早い、やり取り済みの紙に記入する場合は調査員の署名捺印と検定印を明示して下さい。
- (ハ) 記入事項に誤りがあった場合は、その調査員が提出した、訂正の必要な紙に各自の場合は、その態度通りに提出して下さい。
- (ニ) 月次人員とは、月末締め日に報告した人員を記入して下さい。したがって人員数は、関係労働(労務)で指定された労働教育係人員又は命令を受けていない限り必ずしも一致しません。
- (ホ) 関係監査員人員とは、就業時間の全時間(夜間勤務に突如として目録した人員数と異なるとしても)を記入して下さい。
- (ヘ) 成績表調査資料、労務月報(労務一)との調査範囲と同一にして下さい。
- 作業内容区分
- (イ) 調査作業とは、統計法を完成するための面接や、模範、文書などの作業ならびにこれに関連して行われる作業をいいます。
- (ロ) 採掘作業とは、採掘許可証の領受をいひ、荷役より完成品の積卸まで、運搬、蒸留、荷役終了後最終作業場から片側へ片側までの全ての作業をいひます。
- (ハ) 副産物とは、採掘および製錬に関する作業以外の場所で行う石炭、副産物の、売入木材、人員及び設備材の運搬作業をいひます。
- (ニ) 仕掛作業とは、顧客または内部需要(同用を含む)の保守及び改善作業をいひます。
- (ホ) その他作業とは、上記以外の業務をいひます。

炭鉱請負勞務者作業別調査

行政管理局承認 256-6, 68
承認期間開始日 4月10日まで

昭和41年9月1日
昭和41年10月1日

票出先	通商産業院民
票出期日	翌月30日
票出筆数	2 部

0012 : 人

人 員		人 員		人 員	
作 業 別	1 月 末	2 月 末	3 月 末	4 月 末	5 月 末
調 査					
其 他			4	86	
理 解					
計 算	4	14	12	603	
考 査 的 他	18	13	14	909	
計 算	22	27	30	1673	
其 他	13	13	13	348	
合 計	45	60	63	2446	

國 外

企業名	共同五世破産管財会社	代表者名	福岡県北九州市水谷区本町2丁目206 2階206号 株式会社水谷444 代表者 226/1 (代表者 226/1)
事業名	日吉鉱業所	事業 品名	石炭

昭和42年 6月10日現在
報告者の姓名および押印 鐵業代理人 吉川茂明
作成者の姓名および氏名 佐藤謙次 金子敬雄

通商産業省 (石炭統計調査室)



※ / 福通第705号

昭和41年9月29日

昭和41年度第2半期	昭和41年度第2半期	昭和41年度第2半期	昭和41年度第2半期	昭和41年度第2半期

41.10.3

全通



福岡通商産業局石炭課長

昭和41年度第2半期(6月~9月)炭鉱課員
労務者作業関係の奨励について

上記について昭和41年度第2半期分の課税を実施しますので
調査票(労務者関係)を御参照の上作成下さい。

なお、提出期日(昭和41年10月10日)を厳守し両管石炭
事務所(本局管内は石炭部関係課)に2部提出願います。

別紙添付

炭鉱課員労務者作業関係奨励金調

3紙

共

昭和47年10月6日

福岡産面紙会

石 民 部 会 中

共同石民部紙業株式会社福岡支所

紙業代理人 吉 川 茂 明

昭和47年度第2回中期（7月～7月）

紙業部員労務者労働時間等の実施について

昭和47年7月29日付第1期選出部705号指令に
よる旨の件、当該の通り第2期作成し、御送付
致しますので尚要取下さい。

共同石民部紙業株式会社福岡支所

福岡市東区東区新町五丁目
電話 八四一—一五 四四四三〇番

頁 事 意 注 檢 記

- 行政指理行承認 3504.000
承認期限昭和42年4月30日まで

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

— 100 —

代表取締役 日吉 龍彦	常務取締役 藤田 孝典	相模原大外務部長室よりH206 稲穂稲品種情報集行年二六
副社長 山本 浩一	専任監査役 佐々木 隆夫	鎌倉代理人 吉川茂明 企画課長 金子 敬治

通商産業省 石炭統計調査室

共

昭和# / 年 / 月 / 日

福岡通商産業局

石炭部 街中

共同石炭産業株式会社 日吉鉱業所

鉱業代理人 吉川 茂 明

昭和# / 年度第# / 半期 (月 ~ 月)

炭鉱労務労務費別個課税の実施について

昭和# / 年 / 月 / 日付# / 福通統第# / 号指令に
よる首属の件、当紙の通り第# 二部作成し、御送付
致しますので御査収下さい。

共同石炭産業株式会社 日吉鉱業所

福岡通商産業局 石炭部 街中
電話 大田 一一一 番 福岡 四二〇 番

(炭鉱請負労働者作業別調査)

記載注意事項

- 調査の目的
この調査は、統計情報提供に基づく承認調査(承認番号: 4848特)として実施し、石炭鉱業における炭鉱請負労働者の就業状況を作業別・期間別に把握し、炭鉱請負労働者就業状況調査の資料とし、あわせて炭鉱の合理化に資することとを目的とします。
- 調査対象
この調査は、右記を採掘する事業所(石炭鉱)全部を対象とします。
- 調査期間
この調査は、毎所を概ね1年度において、西暦期間について記載して下さい。
- 調査額の算出方法
調査額は、2部作成し、内管調査結果発表まで調査月(3、6、9、12月)の毎月末日までに集まるよう記述して下さい。なお、調査期間中に休業あるいは閉山した場合は、休業した月に集計する石炭産額と同様に算出して下さい。
- 各種記載注意事項
イ、数字は、すべて算術数字を用いて下さい。
ロ、算出による記入は、なるべく避け、手書きで算出したより記入する場合は備考欄にその算出方法を明記して下さい。
ハ、記入事項に誤りがあった場合、その他調査票提出後、訂正の必要が生じた場合は、その都度速やかに報告して下さい。
ニ、月末人員には、月末締め日に在籍した人員を記入して下さい。したがって人員数は、右記を算出(後一)で報告した炭鉱請負労働者月末人員と必ず一致しなければなりません。
ホ、期間労働者人員とは、就業期間の定めを問わず期間中に実際に在籍した人員数を算出したものを記入して下さい。
ヘ、炭鉱請負労働者は、右記月報(年報一)の調査範囲内同じにして下さい。
- 作業内容区分
イ、製造作業とは、坑道、坑内空を完結するための掘り、掘削、支保などの作業ならびにこれに関連して行なわれる作業をいいます。
ロ、採炭作業とは、採炭切目の建設作業をいいます。切開けの完結後の採炭、採掘、運搬、切開け終了後の閉切作業ならびに坑道でのたきなどの作業をいいます。
ハ、運搬作業とは、採炭および掘削に関する作業以外の坑内における採炭、搬送、充てん、人員および設備材の移動作業をいいます。
ニ、仕保作業とは、掘進された坑内空間(空間を除く)の確保および掘削作業をいいます。
ホ、その他作業とは、上記以外の坑内諸作業をいいます。


 行政指導手帳 No. 648
 承認調査開始年度 4月30日まで

炭鉱請負労働者作業別調査

 昭和41年1/4期分
 (自昭和40年4月1日(昭和40年6月))

 採出先 通商産業省統計局
 提出期日 毎月10日
 提出回数 2 回

(単位: 人)

作業別	人員			期間労働者人員
	4月末日	5月末日	6月末日	
製造	8	8	8	499
採炭				
運搬		1	1	77
仕保	6	14	14	725
その他の他	13	13	13	918
計	27	36	36	2219
採出先	13	13	13	1285
合計	40	49	49	3504
備考				

企業名 共同石炭鉱業株式会社	本館または 本館年報係	福岡県北九州市小倉区二丁目206
事業所名 日吉炭業所	調査所 (支店)	福岡県北九州市小倉区二丁目206
昭和41年7月9日提出	報告者の氏名および職名 炭業代理人 吉川茂明 企業課長 金子啓雄	

通商産業省 (石炭統計調査室)

(炭鉱番号)

123

[illegible]

(註) 1. 本書の炭鉱採集場区分類(昭和24年4月1日改訂版)は日本石炭協会が決定した分類に、しり

2. 令現行成規程の欄で、株、抵、差、社とあるのは大々株成規程、抵成規程、差成規程、社成規程の略である。「その他」とは前記の成規程以外の成規程である。

3. 要配慮申請状況の欄中○印は申請の要することと求め、×印は承認を要せず採集ができると求める。

別表

炭鉱作業標準分類と石灰質集合理化臨時措置法
第57条の2（請負夫の使用承認関係）の作業区分との対比表

炭 鉱 作 業 標 準 分 類			令 第 14 号 炭 鉱 作 業 標 準 分 類	第 57 条 第 2 項 の 請 負 夫 の 使 用 認 可 範 囲	備 考
作業区分	内 容	作 業 の 種 類			
採 炭	採炭場において出炭を目的として行なわれる作業（機械採炭作業を含む。）	1) 株立木取炭	株	○	
		10) 露岩掘削作業	・	○	
		11) 支保の建付回収	・	○	
		12) 切眼で支保内に設ける目録あるいは目録付	・	○	
		13) 採炭作業の一部として行なわれる切眼割における前掘り、掘削作業	・	○	
		14) 採炭作業の一部として行なわれる切眼の一端側部の支保付切眼、また支保木取のための切眼での切眼	・	○	
		15) 煤の選別および入堀処理	・	○	
		16) 切眼内の機械整修	・	○	
		17) 採炭作業の一部として行なわれる光盤、扇風機等の設備の修繕	・	○	
		18) 採炭の先手間に付する積炭	・	○	
切 削 整 頓 等	採炭場の切眼内における炭を採るために必要な作業	1) 各種炭を採るために必要な炭の建付回収	・	○	
		10) 採炭作業のための炭の回収、集積	・	○	
		11) 採炭場および切眼における炭を採るための材料の搬送、運搬、小運搬	・	○	
		12) 炭を採る、炭を採るための材料の回収、手入	・	○	
		13) 切眼内および切眼口付近にある炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		14) 炭を採るための切眼の開口において炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		15) 切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		16) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		17) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		18) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
切 削 整 頓 等	採炭場の切眼内における炭を採るために必要な作業	1) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		10) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		11) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		12) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		13) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		14) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		15) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		16) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		17) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		18) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
切 削 整 頓 等	採炭場の切眼内における炭を採るために必要な作業	1) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		10) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		11) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		12) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		13) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		14) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		15) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		16) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		17) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		18) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
切 削 整 頓 等	採炭場の切眼内における炭を採るために必要な作業	1) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		10) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		11) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		12) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		13) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		14) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		15) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		16) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		17) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	
		18) 炭を採るための切眼の開口に付する炭を採るための材料の搬送、運搬、手入	・	○	

[illegible]

〔註〕 1. 本書の『愛蔵版実録』分類（昭和24年4月7日改訂版）は日本石炭協会で決定した分類にした。

2. 合理的な事業の順で、株、債、配、社とあわせた大々株買収系、派閥系、巨額投資系、巨額投資の略であり「その他」とは前記以外を以ての事業である。

※ 要承認申請制度の適用○印は申請の要することと定め、×印は承認を要せず取扱いできることを示す。

請負組夫使用 規正内現

福州通商商業局

40 福通家系 1002号

昭和四年四月

石炭半福新長殿

福岡通商教育局庶務課長

石炭紀山、水中諸頁片、硬質、固結、

承認制度運用 10.12

[illegible]

記

1. 短期討論和將來問題

將和譜通大使用100216, 低度譜為知排除臨時的和譜

俊秀

新聞記者協會

後、任職作業の承認に、第一、指定単位に承認
と行ふこと、一定期間に亘り、各新聞社、各新聞記者
の作業内容の判断に特別の自由がある場合
を除く原則に承認期間、更新は認めないこと。

※承認対象外の内、作業従事者自らの

依頼承認対象外のこと、指定単位に認められず
法明確に認められ、今後、新聞記者作業分類表
(昭和26年2月1日改訂、新聞記者作業分類表を指す)
に決定されたこと。

後、指定単位、作業内容、又は完全承認の依頼
(承認対象外、指定単位(相次ぎ))、相次ぎの
調査が必要である。

2158

作菜分類

No. 1

福州西药厂

作 業 分 類	作 業 名 稱	物理化法 作業区分	要求規申請 作業区分	備 考
	(1) 亞搬設備更換等入。	運	○	
	(2) 軌道敷設等入撤去。	先施	×	
	(3) 設備取替等入。		×	
	(4) 運搬設備修理、電話、照明裝置取替等入。	運	○	
	(5) 運搬系統、運送、ports大塚處理作業。		○	
	(6) 臨時作業。	仁	○	
運可車、前內通制、抗內袋 等予原、long諸作業	(7) 臨時作業。		○	
名 姓	(8) 臨時作業。		○	

※(注) 1.

裝 換裝作業
 拆 撤裝作業
 運 運搬作業
 仕 仕修作業
 名 姓 上記作業以外、承認必要作業

2.

本表は、業務作業標準分類(昭和九年(1934)改訂版)を基礎として作成。

40, 12, 26

取種別	入 員			6	7	8	9	10	11
採 集	103	雇	坑内	11	6	4	4	36	14
坑 道	105		坑外	1	2	12	9	8	7
坑 掘	44	用	計	12	8	16	13	44	21
坑 掘	8		坑内	5	9	32	33	18	14
計	270	退	坑外	4	9	6	10	7	8
運 搬	22		計	9	18	38	43	25	22
火 運	3								
大 工	15								
突 破	19								
工 作	15								
計	24								
小 計	244								
坑外夫	238								
合 計	582								

坑外 ~ 坑内 ②

坑外

坑内 ~ 坑外 坑内 ~ 坑外

大 採 10
口 夫 14

3人

2人

		6	7	8	9	10	11
	坑内	11	18	18	4	8	10
	坑外	15	1	4	1	1	
	計	26	19	22	6	9	10

訪問調査報告
 調査年度 昭和 40 年
 調査月 7 月 12 日

請負組員状況調査報告書

岩田石炭産出株式会社
 日吉結業所

請負業者名	業者の 契約年月日	請負職種名 (内訳)	請負者の 全席数(係数)	出 所 供給人数	業者同席 下請割合	備 考
日新地下工業株式会社 代表者 上野昌彦 事務所 福岡市中央区	昭和 39. 7. 10	坑内 採炭 仕替 運搬 集収 大工 雑夫 余材夫	32人	32人	なし	
		坑外 集炭処理	28人	13人		
有限会社 藤島組 代表者 藤島 全次 事務所 福岡市中央区	昭和 25. 10. 25	坑外 坑内運搬(石炭用) 石炭運搬 石炭積み上げ 石炭運搬	36人	10人 6人	5人 1人	
手島 貞雄 事務所 福岡市中央区	昭和 27. 11. 1	坑外 集炭清掃処理 集炭運搬	16人	4人	5人 4人	
筑豊運出株式会社 代表者 二村 寛 事務所 福岡市	昭和 28. 4. 1	坑外 集炭運搬(石炭用) 石炭積み上げ	40人	5人	5人 1人	

九州地区の請願承認制度に関する質疑応答

A. 全般的問題

1. 承認期間は6ヶ月を超えないか

① 6ヶ月程度というが期間満了前に申請とらへて再申請すること。

② 作業が之程度以上わたる場合は2回に申請するか

③ 承認申請書のうち中に併記して申請して差支えない。

④ 説明図の内容はどのようなか

⑤ 承認申請書5面に記載している内容をすべて図面に添付すること。

(例) 坑内図の作業箇所を特記記入して申請書5面と対象出来るようにする

⑥ 施設内施設に発生しているものの処置について

⑦ 直前に申請すること。尚且15日以内の請願を受理しているものでも不承認の処分をすれば被害者の使用は下駄である

⑧ 実地報告はする必要があるか

⑨ 指定設計士依頼に行こうとする。必要があれば現場へ参入することもある。

⑩ 作業箇所と人員につき一件の申請書で承認申請等の措置の申請としてはいいが

⑪ 差支えない。又人数は在籍ではない。一日当りの就業人員とする。

⑫ 要は実情に即した人数とすればいい。

⑬ 申請の日付はどのようなか

⑭ 以、認定の承認申請の内書は承認とあり記入すること。

⑮ 採掘場の掘出との関係はあるか

⑯ 採掘場の掘出との関係はあり合理的な方法による掘出の必要があり

⑰ 直轄関係について

⑱ 各務折衷期間などの程度が

⑲ 請願の問題であれば一週間程度としたい。特に問題なければ一ヶ月前に申請してはよいと見う。

⑳ 人数が作業別にきて超過した場合はどうするか

㉑ 申請内容に数量は含まれて申請すること。

㉒ 作業期間は何日以上のか申請の対象となるか

㉓ 1日でも対象になる。

㉔ 前承認は当初から見られる場合でも差支えないか

㉕ 差支えない(北坑等)

B. 承認申請の必要の有無

1. ボーリングは申請する必要があるか

① ボーリングのみの申請は必要ない。

2. 坑道(片割)撤収は申請の必要があるか

① 掘道、採炭、採掘、仕組の四作業に入らないものは申請の必要はない。

例の

㉖ 3箇所掘道撤収している場合を2片割の掘道撤収のものとは申請の

必要はない。但し採炭、採掘等を行うものはその該当する作業と申請保た

㉗

㉘ 坑道に近接した撤収は採炭作業に属する。一

㉙

㉚ ケート坑道を使用して採炭している場合、次のケートに移行した場

合の前後ケート間の掘道撤収は撤収(は)に準じて取扱う。

3. 人員増減の作業箇所の変更は申請と必要とするか

① 申請を行うこと。

② 但し作業内容の区分により6ヶ月間作業箇所の変更が予定

されるものについては予想される区分についてのみ申請書に

記載はよい。

㉛ 作業内容の増減や関係作業は申請の必要があるか

㉜ 承認の対象となる。

㉝ 掘道などしかあつた場合は申請の必要があるか

㉞ 対象となる。

㉟ ケート坑道におけるコンベヤ一閉保は申請の必要があるか

㊱ 作業と見なし、申請の対象としない。

㊲ 採り崩落した掘道撤収では間に合はないがその場合承認申請を

必要とするか

㊳ 緊急の場合は必要ないがその旨を申し出ること。申請の要否については、

石炭事務所又は産産局の指示を受けること。

C. 承認の有無

1. 在籍していない場合の採炭は承認されるか

① 仕組、運搬等があれば申請すること。原則として承認する。

㊴ 次の準備のための掘道の撤収(コンベヤ等を含む)は承認されるか

㊵ 原則として承認しない。

㊶ 締り整齊の炭鉱でも承認基準は厳格にされないか

㊷ 変るない。但し一部程度以上の撤収は採炭作業と認められる。

D. 採炭作業関係

1. 採炭はどの程度承認されるか

